

# 兵庫県神戸市

## 1. 事業内容

|       |  |
|-------|--|
| 担当課等  | 産業振興局経済部工業課<br>TEL : 078-322-5333 FAX : 078-322-6074 |
| 助成事業名 | ・神戸挑戦企業等支援補助制度                                       |

## 2. 助成事業の内容

|          |   |
|----------|---|
| 助成対象者    | <p>1 医療・健康・福祉分野新規開発等推進補助</p> <p>ア 新規開発事業<br/>単独枠：市内中小企業で、神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納がない者<br/>コンソーシアム枠：市内中小企業が幹事となって構成される2者以上のコンソーシアム（構成企業の1/2以上が市内中小企業であること）で、幹事企業に神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納がない者</p> <p>イ マーケティング調査事業<br/>単独枠：市内中小企業で、神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納がない者</p> <p>2 環境・エネルギー分野 低炭素社会貢献事業補助</p> <p>ア 新規開発事業<br/>市内中小企業で、神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納がない者</p> <p>イ マーケティング調査事業<br/>市内中小企業で、神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納がない者</p> |
| 助成内容     | <p>1 医療・健康・福祉分野新規開発等推進補助</p> <p>ア 新規開発事業<br/>実用化に向けた試作品開発等に係る経費（原材料費、機械・工具購入費、外注加工費、直接人件費、技術指導費ほか）</p> <p>イ マーケティング調査事業<br/>開発のためのマーケティング調査にかかる経費（直接人件費、調査関連経費、委託費ほか）</p> <p>2 環境・エネルギー分野 低炭素社会貢献事業補助</p> <p>ア 新規開発事業<br/>実用化に向けた試作品開発等にかかる経費（原材料費、機械・工具購入費、外注加工費、直接人件費、技術指導費ほか）</p> <p>イ マーケティング調査事業<br/>開発のためのマーケティング調査にかかる経費（直接人件費、調査関連経費、委託費ほか）</p>                                     |
| 助成期間     | <p>・原則1年間（平成25年3月末まで）</p> <p>※ただし、医療・健康・福祉分野新規開発等推進補助の新規開発事業のうち、コンソーシアム枠に限り、平成26年3月末まで</p>  |
| 助成金額、補助率 | <p>1 医療・健康・福祉分野新規開発等推進補助</p> <p>ア 新規開発事業<br/>単独枠 1/2以内 100万円/件<br/>コンソーシアム枠 1/2以内<br/>単年事業 500万円/件<br/>2ヵ年事業 750万円/件</p> <p>イ マーケティング調査事業<br/>単独枠 1/2以内 100万円/件</p> <p>2 環境・エネルギー分野 低炭素社会貢献事業補助</p> <p>ア 新規開発事業 1/2以内 100万円/件<br/>イ マーケティング調査事業 1/2以内 100万円/件</p>   |

|          |        |
|----------|--------|
| 産業財産権の帰属 | ・申請事業者 |
|----------|--------|

### 3. 応募手続き・申請

|             |   |
|-------------|---|
| 募集時期、期間     | 2012年5月11日～6月8日   |
| 審査（選考）方法    | 有識者等により構成される審査会において、事業の内容、補助対象事業費などに関し、「事業の新規性」「事業の将来性」「事業成立可能性」「経済波及効果」等の観点から審査（必要に応じてヒアリング）を行い、7月下旬頃に、補助の交付事業および補助金額を決定し、交付決定通知書により通知します。 |
| 申請に係わる必要書類等 | ①補助金交付申請書<br>②企業概要書<br>③コンソーシアム概要書（コンソーシアム枠の場合のみ）<br>④事業計画書<br>⑤神戸市市税条例に定める神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書<br>※ その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。     |
| 支払い方法等      | 事業実績報告に基づき、補助事業の成果、対象事業費の審査を行い、補助金額を確定するとともに確定通知書により通知します。交付決定企業は、確定通知書を受領後、請求書を提出し、補助金を請求してください。   |

### 4. 実績・資料等（直接、工業所有権取得のための補助金ではなく、実績件数などは全体のもの。）

|         |                  |
|---------|------------------|
| 採択件数、金額 | ・ 2012年：4件       |
| 応募件数    | ・ 2012年：10件      |
| 事業予算規模  | ・ 2012年：15,500千円 |
| パンフ等の有無 | ・ HPに掲載          |

### 5. 採択に伴う義務

|          |   |
|----------|---|
| 採択に伴う義務等 | ① 交付決定企業は、補助事業完了後10日以内または平成25年3月29日のいずれか早い日までに、事業実績報告書を提出してください。また、対象事業費の内訳が申請時から変更した場合には、補助事業計画変更等届出書も合わせて提出してください。<br>※その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。<br>② 本補助金を受けた場合、補助期間終了後3年間、状況報告書により、事業の進捗状況を毎年3月末日（ただし土・日・祝日にあたる場合は直前の平日）までに報告していただく義務があります。<br>また、必要に応じて進捗状況の報告をお願いする場合があります。 |
|----------|---|

### 6. 今後の計画・予定等

|        |     |
|--------|-----|
| 計画・予定等 | 非公開 |
|--------|-----|